明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（二三三）　二
○令和二年七月豪雨による災害についての非常災害の指定に関する政令（二三四）　三
○肥料取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二三五）　四
○肥料取締法施行令の一部を改正する政令（二三六）　四
○道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二三七）　四
○道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（二三八）　六
○港湾法施行令の一部を改正する政令（二三九）　六
○動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二四〇）　六

〔省　令〕
○厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一四八）　六
○母子保健法施行規則の一部を改正する省令（**同**一四九）　九

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件　一〇
（**法務**一二八）
○道路に関する件　一二
（**中部地方整備局**九七）
○都市計画に関する件　一二
（**近畿地方整備局**一二三）

〔人事異動〕
内閣　法務省　財務省　会計検査院　一二

〔皇室事項〕　一三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
会社その他
三一

本号で公布された法令のあらまし

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第二三三号）（厚生労働省）

1　大臣官房に置く審議官を一人廃止し、新たに「危機管理・医務技術総括審議官」を設置するとともに、その所掌事務を定めることとした。（第一八条関係）

2　大臣官房に置かれる参事官を一人増員することとした。（第一九条関係）

3　振興課の名称を認知症施策・地域介護推進課に改めるとともに、総務課が所掌する認知症に関する施策に係る業務を認知症施策・地域介護推進課へ移管することとした。（第一一二条～第一一六条関係）

4　本省に置かれる参事官を一人増員することとした。（第一三一条関係）

5　関係政令について、所要の規定の整理を行うこととした。（附則第二項関係）

6　この政令は、令和二年八月七日から施行することとした。

◇令和二年七月豪雨による災害についての非常災害の指定に関する政令（政令第二三四号）（内閣府本府）

1　大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、令和二年七月豪雨による災害を指定することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇肥料取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二三五号）（農林水産省）

肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六二号）の施行期日は令和二年一二月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和三年一二月一日とすることとした。

官庁
迫川上流土地改良区役員の就任関係　三一